伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、保育人材の確保、定着及び離職防止を図るため、市内の民間教育・保育施設に就職した者に対し、予算の範囲内において伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和５５年伊勢原市規則第１９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　保育所　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３５条第４項の規定により認可を受けた同法第３９条第１項に規定する施設をいう。

(2)　認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する施設をいう。

(3)　小規模保育施設　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う施設をいう。

(4)　私立幼稚園　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第４条の規定により設置認可された幼稚園をいう。

(5)　教育・保育施設　第１号から前号までに掲げる施設をいう。

(6)　常用雇用労働者　期間の定めがない労働契約を結んでいる者（１年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、教育・保育施設において月１２０時間以上勤務し、教育・保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者である者をいう。

(7)　奨学金　この要綱による補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）が、就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　別表に定めるもの

イ　ア以外の奨学金で、無利子又は低廉な利率で貸し付けられており、市長がアに準ずると認めるもの

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　幼稚園教諭免許又は保育士資格を有していること。

(2)　自ら奨学金を返済していること。

(3)　市内に所在する民間教育・保育施設において幼稚園教諭、保育士又は保育教諭として従事する常用雇用労働者であり、補助金の交付を受けようとする年度の３月１日時点で、同施設において継続して従事する見込みがあること。

(4)　補助金の交付を受けようとする期間において、本補助金と同一の対象経費について、国、地方公共団体その他の団体から他の助成金等の交付を受けていないこと。

（補助対象期間）

第４条　補助対象期間は、最初に第６条の規定による申請をした日の属する年度から起算して、連続する５年度の間とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、奨学金の返済費用（元本及び利息に限る。）のうち、前年度の１月から当該年度の１２月までに補助対象者本人が返済した額（１年度につき２０万円を限度）とする。ただし、前年度の１月１日時点において、第３条の規定を満たしていない者は、同条の規定を満たす状態となった日の属する月（当該日が月の初日でない場合は翌月）以降の期間における額とする。

（補助金の申請）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1)　勤務する法人が発行する雇用証明書（前年度の１月１日から申請日までの雇用条件等が確認できるもの）

(2)　保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

(3)　貸与機関が発行する奨学金返還証明書（返済総額、返済期間及び補助対象期間における返済額が確認できるもの）又はこれと同等のものと市長が認める資料

(4)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、年度ごとに行うものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと決定したときは、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第８条　補助金の交付の申請をした者が、補助金の交付を受けるまでに、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金申請内容変更届出書（第３号様式）に当該変更事項が確認できる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)　氏名及び住所

(2)　勤務先の変更（市内の民間教育・保育施設での異動又は転職に限る。）

（変更交付の申請）

第９条　第７条の規定による通知を受けた者が、交付申請の内容を変更するとき（同条の規定により通知された補助金の額の変更を伴うときに限る。）は、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金変更交付申請書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　当該変更事項が確認できる書類

(2)　その他市長が必要と認める書類

（変更交付の決定）

第１０条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきと決定したときは、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金変更交付決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（補助金の実績報告及び請求）

第１１条　補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金実績報告兼交付請求書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

⑴ 伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付決定通知書又は伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金変更交付決定通知書の写し

⑵ 補助対象期間における奨学金の返済実績を証明する書類

（補助金の交付）

第１２条　補助金は、年度の３月以降において交付するものとする。

（要件喪失等の届出）

第１３条　補助金の交付の決定を受けた者が、第３条に規定する補助対象者としての要件を満たさなくなった場合（退職、転職その他の理由により市内の民間教育・保育施設における勤務を継続できなくなった場合を含む。）は、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金要件喪失届出書（第７号様式）を速やかに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第１４条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

⑵ 第３条に規定する補助対象者としての要件を満たさなくなった場合

⑶ この要綱の規定に違反した場合

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付決定取消通知書（第８号様式）により当該決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１５条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金返還請求書（第９号様式）により、当該補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（令和８年１０月５日告示第１５７号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第２条関係）

奨学金
日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金のうち、教育支援資金（教育支援費及び就学支度費）
母子父子寡婦福祉資金貸付金

第1号様式（第6条関係）

申請日　　年　　月　　日

年度伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付申請書

伊勢原市長 殿

【申請に当たっての要件】
(1) 幼稚園教諭免許又は保育士資格を有していること。
(2) 自ら奨学金を返済していること。
(3) 市内に所在する民間教育・保育施設において幼稚園教諭、保育士又は保育教諭として従事する常用雇用労働者であり(※)、補助金の交付を受けようとする年度の3月1日時点で、同施設において継続して従事する見込みがあること。
※ 無期雇用契約（1年以上の雇用契約）で月120時間以上のであること。
(4) 補助金の交付を受けようとする期間において、本補助金と同一の対象経費について、国、地方公共団体その他の団体から他の助成金等の交付を受けていないこと。

伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 氏名		住所 連絡先	〒　　－ 電話番号:		
	生年月日	年　月　日	勤務先施設名		採用年月日	年　月　日
	申請年度	☑ 1年度目	□ 2年度目	□ 3年度目	□ 4年度目	□ 5年度目
	前回申請年度					

返済年月	返済額 A	返済年月	返済額 A	対象経費 B（Aの合計）	補助上限額 C	**交付申請額 D**（B・Cいずれか少ない額）
年						
1月	円	7月	円			
2月	円	8月	円			
3月	円	9月	円	円	円	円
4月	円	10月	円			
5月	円	11月	円			
6月	円	12月	円			

※返済（予定）額 A には、当該月に貸与機関へ返済した額（予定額を含む）を記載してください。

【添付書類】（全て必須((4)を除く)）
□(1) 勤務する法人が発行する雇用証明書（前年度の1月1日から申請日までの雇用条件等が確認できるもの）
□(2) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
□(3) 貸与機関が発行する奨学金返還証明書（返済総額、返済期間及び補助対象期間における返済額が確認できるもの）又は同等のものと市長が認める資料
※ 奨学金の種類が補助対象となるものか確認してください。
□(4) その他市長が必要と認める書類

第２号様式（第７条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号
年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

年度伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第６条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

交付決定額	円
補助年度	□１年度目 □２年度目 □３年度目 □４年度目 □５年度目

（事務担当は、　　）

第３号様式（第８条関係）

年度伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金申請内容変更届出書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付要綱第８条の規定に基づき次のとおり申請内容の変更を届出します。

１　変更事項

	変更前（旧）	変更後（新）
氏　　名		
住　　所		
勤 務 先		

※ 変更がある箇所のみ記入してください。

２　添付書類

当該変更事項が確認できる書類

３　注意事項

(1) 補助金の額の変更を伴う場合は、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金変更交付申請書（第４号様式）を提出してください。

(2) 勤務先の変更は、市内の民間教育・保育施設への異動又は転職に限ります。

(3) 補助対象者としての要件を満たさなくなった場合は、伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金要件喪失届出書（第７号様式）を提出してください。

第4号様式（第9条関係）

申請日　　年　　月　　日

年度伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金変更交付申請書

伊勢原市長 殿

【申請に当たっての要件】
(1) 幼稚園教諭免許又は保育士資格を有していること。
(2) 自ら奨学金を返済していること。
(3) 市内に所在する民間教育・保育施設において幼稚園教諭、保育士又は保育教諭として従事する常用雇用労働者であり、補助金の交付を受けようとする年度の3月1日時点で、同施設において継続して従事する見込みがあること。
(4) 補助金の交付を受けようとする期間において、本補助金と同一の対象経費について、国、地方公共団体その他の団体から他の助成金等の交付を受けていないこと。

年　月　日付で交付決定を受けた伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金について、補助金の額を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		住所 連絡先	〒　　ー 電話番号：		
	生年 月日	年　月　日	勤務先 施設名		採用 年月日	年　月　日
	申請 年度	□ 1年度目	□ 2年度目	□ 3年度目	□ 4年度目	□ 5年度目

既交付決定額		円	変更交付申請額		円

返済月	返済（予定）額 a		返済月	返済（予定）額 a		対象経費 b （aの額の合計）	補助上限額 c	申請額 d （bとcの少ない額）
1月		円	7月		円			
2月		円	8月		円			
3月		円	9月		円			
4月		円	10月		円	円	円	円
5月		円	11月		円			
6月		円	12月		円			

【記載要領】
・返済（予定）額 a には、該当月に貸与機関へ支払う金額（予定額を含む）を記載してください。
・既交付決定額には、　　年　月　日付交付決定通知書の交付決定額を記載してください。
・変更交付申請額には、d の金額を記載してください。

【変更事項】

【添付書類】（該当するものに☑）
□(1) 当該変更事項が確認できる書類（貸与機関が発行する奨学金返還証明書等）
□(2) その他市長が必要と認める書類

第５号様式（第１０条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号
年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

年度伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

変更交付決定額	円
既交付決定額	円
追加（減少）補助金額	円
補助年度	□１年度目 □２年度目 □３年度目 □４年度目 □５年度目

（事務担当は、　　）

第６号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

年度伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金実績報告兼交付請求書

伊勢原市長　殿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
請求者
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付要綱第１１条の規定に基づき次のとおり実績報告及び交付請求します。

１　奨学金返済実績
返済期間：　　年　　月～　　年　　月
返済総額：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　請求金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合							本店・支店 出張所	
口座種別	普通・当座	口座番号							
口座名義 (カタカナ)									

※ 振込先口座は請求者名義の口座を指定してください。

４　添付書類
□ 伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付決定通知書の写し
□ 伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金変更交付決定通知書の写し
（注）　上記のいずれにレ印を付けてください。
□ 補助対象期間における奨学金の返済実績を証明する書類

第７号様式（第１３条関係）

年度伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金要件喪失届出書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付要綱第１３条の規定に基づき補助対象者としての要件を満たさなくなったので次のとおり届出します。

要件喪失の事由	□ 勤務要件の喪失 （退職、市内の民間教育・保育施設以外への異動・転職） □ 職種の変更 （幼稚園教諭・保育士・保育教諭以外への職種変更） □ 雇用形態の変更 （常用雇用労働者要件を満たさなくなる場合） □ その他 事由：
事 由 発 生 日	年　　月　　日

※ 該当するものにレ印を付けてください。

第８号様式（第１４条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号
年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

年度伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付けで通知した伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金について、次のとおり取り消しましたので通知します。

１　取消理由
□ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
□ 第３条に規定する補助対象者としての要件を満たさなくなった場合
□ この要綱の規定に違反した場合
□ その他（　　）

２　取消日　　年　　月　　日

３　返還について
既に交付済みの補助金については、別途返還を求めます。

（教示）
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長になります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（事務担当は、　　）

第９号様式（第１５条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号
年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

年度伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金返還請求書

年　　月　　日付けで交付決定を取り消した伊勢原市保育士等奨学金返済支援補助金について、伊勢原市補助金等の交付規則第１８条の規定に基づき、次のとおり返還を求めます。

１　返還金額　　円

２　返還理由

３　返還期限　　年　　月　　日

４　返還方法
別添の納付書により、指定の納付場所にてお支払いをお願いします。

（事務担当は、　　）